

事務連絡
令和5年1月17日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神科病院における虐待が疑われる事案に対する医療機関での対応について（再周知）

平素より、精神保健福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、精神科病院において虐待が疑われる事案が静岡県において発生したところです。当該事案については、事実関係の確認が行われているところですが、いずれにしましても、精神障害者に対する適切な医療を行うことは、精神障害者の福祉の増進等の観点から重要であります。

その上で、精神科病院に入院している精神障害者については、人権擁護の観点で特に配慮が求められていることから、今般の精神保健福祉法の改正により、通報制度等の虐待防止措置が規定され、令和6年4月1日より施行されることとなっておりますが、施行までの間におきましても、各都道府県等においては、管内精神科病院に対し、下記について周知徹底を図っていただきますよう、改めてよろしくお願いいたします。

記

1. 虐待が疑われる事案が発生した場合には、各医療機関は速やかにその概況を各都道府県等に報告すること。
また、その後の都道府県等の実地指導に協力するなど、各都道府県等と連携して再発防止に努めること。（別添1参照）

2. 平時より医療機関は、院内における虐待の防止に必要な措置を講じること

※ 障害者虐待防止法第31条の規定により、医療機関の管理者は、職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該各機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置（間接的虐待防止措置）を講ずるものとされています）

（参考）医療機関における虐待防止措置について実際の取組事例をまとめたものを別添2のとおり周知しており、また、令和3年度障害者総合福祉推進事業において、精神科医療機関等における虐待防止等に係る研修・啓発資料を作成し、別添3の通り周知しておりますので、こちらも併せてご参考まで送付いたします。

以上

(添付資料)

- 別添 1 : 「精神科医療機関における虐待が疑われる事案に対する対応について」
(令和 2 年 7 月 1 日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 事務連絡)

- 別添 2 : 「障害者に対する虐待防止措置の取組事例の周知について」(令和 3 年 9 月 29 日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 事務連絡)

- 別添 3 : 「精神科医療機関における虐待防止等に係る研修・啓発資料の周知について」
(令和 4 年 4 月 12 日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課 事務連絡)

事務連絡

令和2年7月1日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神科医療機関における虐待が疑われる事案に対する対応について

平素より精神保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

「精神科医療機関における虐待が疑われる事案の把握に関する調査について（依頼）（令和2年4月16日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）」に対して、多大な御協力を賜り、感謝申し上げます。今般、頂いたご報告を取りまとめましたので送付いたします。

精神科医療機関においては、精神障害者の人権に配慮しつつ、適切な医療を行うことは、精神障害者の福祉の増進等の観点から非常に重要であることから、当該把握内容を踏まえ、精神科医療機関における虐待防止等を図るため下記の通り要請しますので、よろしく願います。

記

1. 各都道府県等の取組事例を参考にするとともに、精神科医療機関に対しても、精神科医療機関における虐待防止等の取組事例を周知するなど、虐待が疑われる事案の発生防止や早期発見の取組強化に努めること
(参考) 別添の取組事例に見られる医療従事者に対する研修に関して、精神科医療体制確保研修（精神科病院における安心・安全な医療を提供するための研修）事業実施要綱（平成29年1月30日障発0130第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙）に基づき採択された団体が実施する精神科病院における暴力を未然に防ぐための人材養成研修等も活用されたい
2. 虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかにその概況を各都道府県等に報告するよう管内精神科医療機関に対し周知徹底するとともに、各都道府県等においても早期に事案の詳細を把握し、当該精神科医療機関と連携して再発防止に努めること
3. 「精神科病院に対する指導監督等の徹底について（平成10年3月3日障発第113号・健政発第232号・医薬発第176号・社援発第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長通知）」に基づき、原則として1施設につき年1回実施する実地指導において、病院職員や入院患者に対して行われる人権の保護に関する聞き取り調査に併せて、虐待が疑われる事案についても聞き取りを行うなど、その把握の徹底に努めること

事務連絡
令和3年9月29日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

障害者に対する虐待防止措置の取組事例の周知について

障害者虐待防止法第29条、第30条及び第31条では、学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者は、職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該各機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置（間接的防止措置）を講ずるものとする規定しています。

今般、「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」の調査結果を踏まえ、学校、保育所等、医療機関における障害者に対する虐待を防止する措置について参考となる取組事例を別紙のとおりとりまとめ、「障害者に対する虐待防止措置の取組事例の周知について」（令和3年9月16日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）にて各都道府県・市町村障害保健福祉主管部（局）長宛に発出されています。

つきましては、貴部（局）におかれては別紙の内容について御了知の上、精神科医療機関における虐待防止措置を講ずる際の参考として、適宜ご活用いただくとともに、関係機関に対しても周知いただくなど、適切な対応をお願いします。

<参考>

- ・「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究報告書」

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000798662.pdf>

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000798664.pdf>

学校・保育所等・医療機関における 障害者に対する虐待防止措置の取組参考例

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 地域生活支援推進室

学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者に求められる障害者虐待防止

学校、保育所等、医療機関は障害児者も利用することから、障害者虐待防止法第29条、第30条、第31条では、各機関の長に対して、障害者に対する虐待を防止する措置を講ずることが規定されています。

今回、各機関において当該虐待防止措置を実施する際に参考となる取組例をまとめました。

学校、保育所等、医療機関及び自治体の所管部署は、3～5ページの取組例を参考に、障害者虐待防止の取組を推進してください。

【 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）） 】

第29条（就学する障害者に対する虐待の防止等）

学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第30条（保育所等に通う障害者に対する虐待の防止等）

保育所等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは同法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）の長は、保育所等の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、保育所等に通う障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、保育所等に通う障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該保育所等に通う障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第31条（医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等）

医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該医療機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

学校における障害者に対する虐待防止措置の取組例

求められる取組内容	学校における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の学校所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に校長や担当教員が参加 各学校で虐待防止に関する研修を実施 いじめやハラスメント防止等に関するパンフレット等の作成・配布 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に学校所管部署担当者が参加 学校管理職を対象とした定例会議の中で、虐待や体罰禁止等に関する研修の実施 各学校で虐待防止研修を実施する場合の支援（企画、講師派遣、予算措置等） 障害理解促進のための冊子の作成
②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> いじめや虐待等に関する相談窓口の設置と児童、生徒や保護者への周知 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署、関係福祉施設等との連携 スクールカウンセラーやハラスメント相談員等の派遣による面接・相談等の実施 特別支援学校職員を活用した巡回相談の実施 他部署と連携した24時間相談ダイヤルの設置 児童・生徒や保護者向けアンケート調査を通じたいじめや虐待等の早期把握
③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	<ul style="list-style-type: none"> いじめや虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築 事例対応検討会議等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校でいじめや虐待等の事例を受理した場合の指導・助言（必要に応じて外部有識者等の派遣） 人権啓発チェックシートを通じた、子どもへの接し方の振り返りの促進
④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> 体罰防止月間の実施 障害のある児童、生徒等の関係機関、団体等との交流活動 	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談窓口の周知(児童相談所、子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権110番等) 体罰関連行為ガイドラインの作成、周知 障害者差別解消法に基づく「合理的配慮」の提供や児童、生徒等、保護者への理解促進

※「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」（令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所）において実施したアンケート及びヒアリング調査結果から厚生労働省で整理

保育所等における障害者に対する虐待防止措置の取組例

求められる取組内容	保育所等における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の保育所等所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に園長等が参加 各保育所等で虐待防止に関する研修を実施 人権に関する絵本等の配布 児童虐待防止推進月間にのぼり旗の掲出 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に保育所等所管部署担当者が参加 幼保、公民合同の事例検討会にて、発達に課題を抱える児童への関わり方の質の向上支援 様々な障害を理解し安定した保育が行えるように、運動機能障害や発達障害の理解、インクルージョン保育、ユニバーサルデザインなど、障害児保育に関する研修の実施
②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 園内に相談窓口（園長・主任級）を設置、保護者への周知 苦情解決体制との連携、外部委員の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援担当（障害児保育担当）の巡回指導の実施、関係機関と保育所等をつなぐ家庭支援担当との連携 子どもの発達についての専門知識を有する者による巡回相談支援 専用ダイヤルの設置による随時電話相談 保育所利用者アンケートの実施
③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	<ul style="list-style-type: none"> 虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築 事例対応検討会議等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 状況把握、検証、必要な機関への報告、改善の方向性等、担当課も把握し助言等の実施 「保育所における園児への虐待対応マニュアル」にて保育所内の体制などを周知
④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> 「人権擁護セルフチェックリスト」の実施による保育士自身の振り返りの実施 保育所職員による市内療育施設への見学 障害のある園児の関係機関、団体等との交流活動 	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談窓口の周知(児童相談所、子ども家庭支援センター、人権擁護委員、みんなの人権110番等) 巡回相談等での保育士、園への支援を通した子どもの育ちの支援環境の整備 各保育施設に人権擁護、虐待防止推進委員を配置

※「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」（令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所）

において実施したアンケート及びヒアリング調査結果から厚生労働省で整理

医療機関における障害者に対する虐待防止措置の取組例

求められる取組内容	医療機関における取組例	都道府県及び市町村所管部署における取組例
①障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の医療機関所管部署が主催する虐待等の防止に関する研修に管理者等が参加 各医療機関で患者の人権や虐待防止に関する研修を実施 患者の人権に関する掲示物の掲示、広報物等の配布 虐待防止のための職員行動指針の策定、掲示 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉所管部署が実施する虐待防止研修に医療機関所管部署担当者が参加 県内全精神科病院への「患者の人権に関する研修」の実施要請 保健所等に新たに配属された職員に対し、措置入院者等の手続や適切な対応についての研修を実施
②各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護に関する相談窓口（医療安全支援センター、保健所、人権擁護委員、みんなの人権110番等）の周知 精神科入院患者への処遇改善請求窓口、人権擁護主幹部局の相談窓口等の周知 職員、患者等に対する通報先の明示 	 <ul style="list-style-type: none"> 県内全精神科病院への「職員からの虐待や不適切な行為」の通報窓口の明確化、周知 庁内に設置する医療安全相談窓口にて、医療者からの相談も受付
③各機関を利用する障害者に対する虐待に対処するための措置	<ul style="list-style-type: none"> 入院患者からの意見箱への意見投書内容について人権擁護委員会による検討、回答の掲示 虐待等の事例を受理した場合の対応の流れの構築、マニュアルの作成 事例対応検討会議等の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 実地指導において相談や通報窓口周知の掲示や意見投書への対応状況等の確認 虐待等の事例が発生した場合は必ず報告するよう周知 虐待等の事例を受理した場合の立入調査、医療機関における対応への指導
④当該機関を利用する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> 外部委員を擁する人権擁護委員会の設置 病院職員が職場や自分自身の支援内容を振り返る際に活用する自己チェックの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県内全精神科病院への人権擁護委員会の設置要請・自治体が独自に作成した「障がい者対応のガイドブック」を精神科病院に送付、周知

※「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」（令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所）

において実施したアンケート及びヒアリング調査結果から厚生労働省で整理

「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」 概要

(令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所)

1. 概要

障害者虐待防止法第29条、第30条、第31条では、学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者に対して、いわゆる「間接的防止措置」を規定している。しかし、実際にはその取組実態は明らかにされていない。こうした現状をもとに、学校、保育所等、医療機関における障害者虐待防止の実効性を高めることを目的に、当研究事業を実施。

2. 事業内容

- (1) 学校、保育所等、医療機関における障害者虐待相当事案の防止にかかる規定、仕組み等既存の法制度の整理
- (2) 自治体の所管部署を対象にアンケート調査を行い、管理者等へ行っている虐待防止の推進に向けた取組概要の把握

教育委員会等	保育所等所管部署	医療機関所管部署	合計
1,905カ所	1,788カ所	134カ所	3,827カ所

- (3) 自治体の所管部署を対象にヒアリング調査を行い、管理者等へ行っている取組の具体的内容や工夫等を把握

教育委員会等	保育所等所管部署	医療機関所管部署	合計
2カ所	3カ所	2カ所	7カ所

- (4) 検討委員会の委員に対するヒアリング調査

3. 検討結果

- (1) 障害者虐待防止法第29条から第31条までの規定における、いわゆる「間接的防止措置」の呼称変更
 - ・「間接的防止措置」の呼称を廃止し、「各機関における虐待や不適切行為等の防止措置」に呼称を変更するべき
- (2) 障害者虐待防止法所管官庁、所管部署の役割推進
 - ・各機関を利用する障害者の虐待通報があった場合、通報義務のある障害者虐待に該当しないことを理由に、通報を受け付けないという対応はとらない
 - ・虐待防止法担当部署から、学校、保育所等、医療機関で起きた虐待事案に対応すべき各所管部署への確実な引き継ぎ
 - ・実際に通報があった場合の対応や連絡、引き継ぎ方法をあらかじめ確立しておく
 - ・学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者に求められる虐待防止措置の実施状況の把握、適切な実施要請
 - ・虐待防止に資する取組に関する適切な情報提供

「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」 推進体制

(令和2年度障害者総合福祉推進事業 一般社団法人日本総合研究所)

■委員

五十音順、敬称略 (◎：委員長)

氏名	分野	所属
市川 裕二	学校	都立あきる野学園 校長 (全国特別支援学校校長会会長)
江澤 和彦	医療機関	日本医師会 常任理事
小山 聡子	障害者虐待	日本女子大学 人間社会学部長 社会福祉学科 教授 (日本障害者虐待防止学会 理事長)
川崎 勝久	学校	新宿区立花園小学校・幼稚園 校園長 (全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会 会長)
◎曾根 直樹	障害者虐待	日本社会事業大学 福祉マネジメント研究科 (専門職 大学院) 准教授 (日本障害者虐待防止学会 副理事長、事務局長)
高谷 俊英	保育所等	公益社団法人 全国私立保育園連盟 常務理事
玉井 邦夫	学校	大正大学 心理社会学部 臨床心理学科 教授
中島 公博	医療機関	医療法人社団 五稜会病院 理事長 (日本精神科病院協会 理事)
松井 剛太	保育所等	香川大学教育学部 准教授
山下 洋	医療機関	九州大学病院 子どものこころの診療部 特任准教授

■オブザーバー

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課
 厚生労働省 医政局 総務課
 厚生労働省 子ども家庭局 保育課
 厚生労働省 子ども家庭局 総務課少子化総合対策室
 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課
 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室

■事務局

一般財団法人 日本総合研究所

事務連絡
令和4年4月12日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神科医療機関における虐待防止等に係る研修・啓発資料の周知について

平素より精神保健福祉行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止等を促進し、もって障害者権利利益の擁護に資することを目的として「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号。以下「法」という。）が制定・施行されているところです。

法第31条では、医療機関の管理者は、職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、当該医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、当該医療機関を利用する障害者に対する虐待に対処するため必要な措置（間接的虐待防止措置）を講ずるものとする規定しています。

また、精神科医療機関における虐待防止の取組については、「精神科医療機関における虐待が疑われる事案に対する対応について」（令和2年7月1日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）において、各都道府県・指定都市に対し、虐待防止の取組事例を周知するなど、虐待が疑われる事案の発生防止や早期発見の取り組み強化に努めるようお願いしているところです。

今般、令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」において、精神科医療機関等における虐待防止等に係る研修・啓発資料を別紙のとおり作成しました。

つきましては、貴部（局）におかれては別紙の内容について御了知の上、管内精神科医療機関に対して周知いただくとともに、精神科医療機関における虐待発生防止や早期発見の取り組みを促すなど、適切な対応をお願いします。

<添付資料>

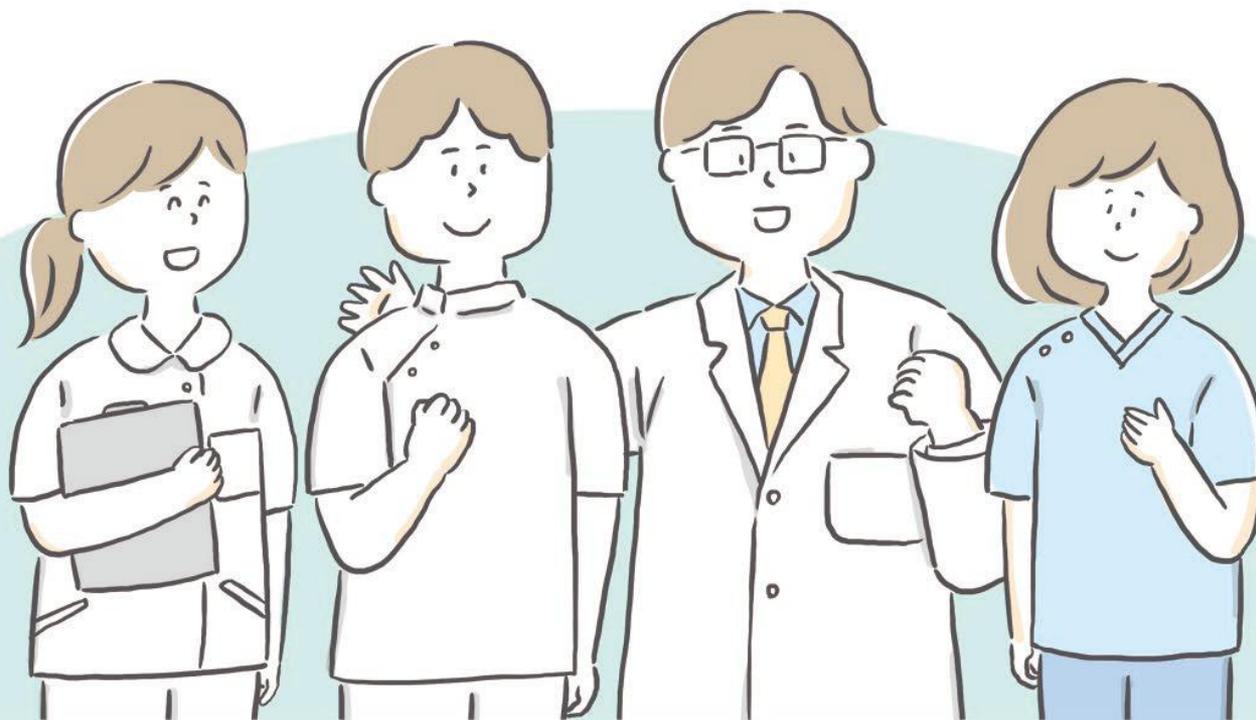
- 別紙1：院内医療従事者向け研修資料、及び同資料解説書

「より良い精神科医療の提供に向けて～患者さんへの暴力等の防止の観点から～」

- 別紙2：院内医療従事者向け啓発資料（ポスター）※

※ ポスター下部の空欄部分については、各都道府県・指定都市担当（実地指導担当）部（局）の連絡先を記載する部分としておりますので、周知の際には各都道府県・指定都市担当部（局）の連絡先も含めて周知をよろしくお願いします。

より良い精神科医療の提供に向けて ～患者さんへの暴力等の防止の観点から～ (解説書)



はじめに

- 障害者虐待防止法では、学校、保育所等、医療機関、官公署等については虐待の通報を義務づける規定が置かれていませんが、職員その他の関係者に対する研修の実施や相談に係る体制の整備等、虐待を防止するため必要な措置を講ずることとされています。
- このうち、このうち、精神科病院については、患者の権利擁護のための取組として、精神医療審査会の設置と退院請求及び処遇改善請求の制度があり、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について、精神医療審査会による専門的かつ独立的な立場からの審査が行われています。
- また、入院患者自身による暴力行為が回復に悪影響を与えたり、本人の不利益になりうることから、アンガーマネジメント等のストレス対処方法の訓練や、CVPPP(包括的暴力防止プログラム)研修の実施といった病院職員の対応力向上の取組も行われています。
- 一方で、こうした精神科病院における取組については、いまだ先駆的な事例の把握・横展開や基本的な考え方・制度的な基礎知識の普及啓発を試みた例が少なく、標準的な方法が確立・浸透していないことが懸念されています。
- 以上の背景より、本事業では、精神科病院における虐待防止・権利擁護の取組を事例的に把握するとともに、精神科医療機関等における医療従事者向けに普及・啓発すべき内容や実践的な対応方法を体系的に整理し、研修資料及び啓発資料(ポスター)を作成いたしました。
- 本解説書では、各スライドで研修受講者にお伝えいただきたいポイントなどを簡潔にまとめています。皆様におかれましては、研修実施前に本解説書をご一読いただけますと幸いです。
- なお、本研修資料は、各病院にて、研修時間や演習(セルフワークやグループディスカッション等)の実施可否等をご判断いただき、各病院のニーズに合わせて実施いたしますようお願いいたします。

解説書

	スライド	解説
1	<p>目次</p> <ol style="list-style-type: none">1. 日々の患者さんとの接し方を振り返ってみましょう2. 不適切な接し方がエスカレートすると・・・3. 虐待の類型とその定義4. 虐待が疑われる事案とその原因5. 自身のスキルを高めるためには6. 職場環境はどうでしょうか？7. 最後に・・・ <p>参考資料</p> <ol style="list-style-type: none">①障害者の権利②障害者虐待の現状③関連団体における研修・ツール④虐待防止のための啓発資料(ポスター)	<ul style="list-style-type: none">● 研修の流れを紹介します。● 研修全体の時間としては、1・5・6章で演習の時間を取らない場合、60分程度の見込みで作成されています。● 全体の研修時間や演習時間等は、細かく設定していないため、各病院の判断で実施してください。
2	<p>本研修のゴール</p> <ol style="list-style-type: none">1 一人一人が虐待について理解を深め、自身の行動を振り返り、適切な治療関係を築けるようになること2 虐待防止のための職場環境について考えること	<ul style="list-style-type: none">● 研修の中身に入る前に、本研修のゴールを参加者と確認します。● 現場の最前線で働いている職員に対しては、日々の行動を振り返ってもらうこと、管理職には虐待防止のための職場環境についても考えてもらえる機会になるようにします。

解説書

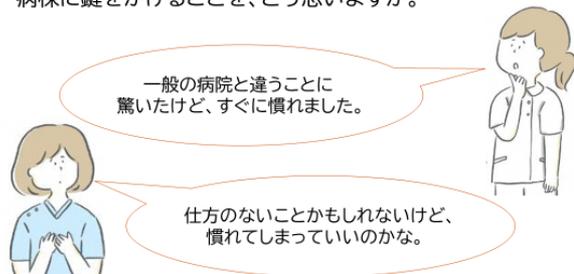
スライド

解説

3

1. 日々の患者さんとの接し方を振り返ってみましょう

病棟に鍵をかけることを、どう思いますか。



普段当たり前にしていることが、最も望ましい対応ではないかもしれません。日々の患者さんとの接し方を、振り返ってみましょう。

- 参加者に日々の患者さんとの接し方を振り返ってもらうために、「病棟に鍵をかけることについて」問題提起をします。
- 参加者と話し合ってみてください。特に正解はありませんが、参加者それぞれの思いに耳を傾けるようにしてください。

4

1. 日々の患者さんとの接し方を振り返ってみましょう

以下の権利擁護や虐待防止等に係るチェックリストを活用し、まずは、自身の行動を振り返ってみましょう。

No	質問	回答
1	患者さんに対して、暴力をふるうことがある	はい/いいえ
2	医師の指示なしに、患者さんを病室等に施設することがある	はい/いいえ
3	患者さんに対する他の職員の暴力・暴言や無視等を確認した場合に管理者に報告していないことがある	はい/いいえ
4	障害により克服困難なことを、患者さんと一緒に乗り越える努力をしないことがある	はい/いいえ
5	患者さんの言葉や歩き方を興味本位で真似し、行為・行動を嘲笑することがある	はい/いいえ
6	患者さん呼び捨てやあだ名、子どものような呼称で呼んだりするなど、年齢にふさわしくない接し方をすることがある	はい/いいえ
7	職務上知り得た患者さんの個人の情報や写真、動画などを他に漏らすことがある	はい/いいえ
8	郵便物等の開封・所持品の確認が必要な場合でも、患者さんと一緒に確認しないことがある	はい/いいえ
9	患者さんの病室、寝室に入る時は声かけ等を行わず、了承を得ないことがある	はい/いいえ
10	患者さんや家族の訴えに対して真摯に対応しなかったり、患者さんや家族と話す時に、威圧的な態度を取り命令口調で話してしまったりすることがある	はい/いいえ
11	十分にトイレで対応できる患者さんでもオムツ対応をする等、患者さんの持っている能力を活用しないことがある	はい/いいえ
12	患者さんに対しての言動に注意せず、セクシャルハラスメントになるようなことをすることがある	はい/いいえ
13	院内で行う諸活動について強制し、患者さんの自主性を尊重しないことがある	はい/いいえ
14	患者さんのペースを尊重せず食事を介助しないことがある	はい/いいえ
15	任意入院中の自由な面会、外出、退院を医師の指示なしに制限を行うことがある	はい/いいえ

(何院山県が精神科病棟向けに作成した人権意識向上振り返りチェックシート、医療法人社団五輪会が活用しているチェックシートを参考に作成しました。)

- チェックリストを活用して、参加者に患者さんへの日々の接し方について振り返りをしてもらいます。
- 日々の患者さんとの接し方や職場の業務内容について振り返りをして、参加者と意見交換をすると有効です。

例えば・・・

- 5分程、各自でセルフチェックする時間を設け、「はい」につく項目はないかを確認します。「はい」についてしまった場合は、なぜついてしまったのかをその場で振り返ることも有効と考えられます。

スライド

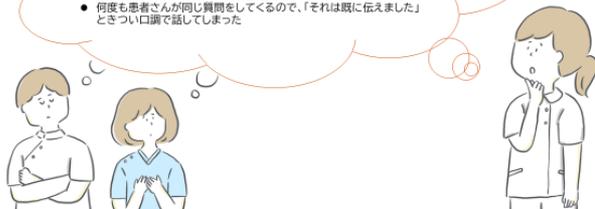
解説

5

1. 日々の患者さんとの接し方を振り返ってみましょう
日々の患者さんとの接し方で不適切だったかもしれないことはありますか？

例えば……

- 患者さんの言動などに感情的になってしまい、いつもより大きな声を出したり、威圧的な態度を取ってしまった
- 患者さんの呼び方が適切でなかったかもしれない
- 治療のため、「薬を飲んでほしい」と伝えましたが、患者さんに拒否されたので、黙って薬を内服させた
- 患者さんが頻繁にナースコールを押すため、ナースコールを患者さんから見えない場所に意図的に隠した
- 何度も患者さんが同じ質問をしてくるので、「それは既に伝えました」ときつい口調で話してしまっ



- 日々の患者さんとの接し方について、不適切だったかもしれないことや具体的な場面について、個人でイメージしてもらえるように参加者に問いかけます。
- ここで、数分時間を取ってもらったり、近くの人と話し合ってもらうことも有効です。

6

1. 日々の患者さんとの接し方を振り返ってみましょう
4ページのチェックリストで、「はい」がついた場合は、不適切で虐待につながる接し方になりますので、今日から自身の行動を変える努力が必要です。サポートが必要な場合は、周囲の同僚や上司などに相談しましょう。

① 患者さんへの暴力などは行ってはいけません

患者さんに対して、殴る、蹴る、その他けがをさせるようなことは行ってはいけません。また、医師の指示にもとつかない違法な身体拘束や、食事を抜くなどの懲罰的な行為は行ってはいけません。他の職員がそのような行為を行っているのに、それを見逃ふりすることも、暴力等を容認したことになります。

② 患者さんへの差別やプライバシーの侵害を行ってはいけません

患者さんの不適切な呼び方、年齢不相応の接し方、障害、状態、能力、性、年齢での差別、患者さんの行為への嘲笑は許されません。患者さんの郵便物等を無断で開封するなどの行為や必要のないに入浴や排せつ等の様子を覗くといったプライバシーの侵害を行ってはいけません。

③ 患者さんの人権を最大限尊重しなければなりません

患者さんの声に耳を傾け、患者さんの人権や人格を最大限尊重し、接しなければなりません。自分だけでなく、他の職員の人権を尊重しない行為にも目を向け、改善を求め続けていくことが必要です。人権を尊重しないことが、虐待につながります。

- セルフチェックした後に、虐待防止のためのポイントを説明します。

スライド

解説

7

2. 不適切な接し方がエスカレートすると・・・

不適切な接し方がエスカレートすると、重大な虐待事案になりかねません。以下は、実際に起こった事案をもとに作成した不適切な接し方がエスカレートし事件化した例です。

そうなる前に、自身の日々の行動を振り返り・見直すことが、患者さん本人だけでなく、自分自身を守ることになります。

実際に起こった例

例1	<ul style="list-style-type: none"> ● 同じ病棟の看護師や看護助手が複数人がかりで、重度の統合失調症の入院患者さんの胸ぐらをつかみ、転倒させるなどしてけがをさせた。 ● 「感情的になり、突発的に行った」と看護師たちは言っていたが、そういった患者さんへの行為が常態化していた。
例2	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神保健福祉士が入院患者さんから預かったお小遣いの管理をしていたが、預かった現金をすべて渡さず、遊興費に使っていた。
例3	<ul style="list-style-type: none"> ● 看護師がご飯を食べるように言っても、患者さんが拒否し続けたため、その態度が気に入らず、その患者さんに対して、誰もいない別室に連れていき、繰り返し、食べるように大声でどなり続けた。
例4	<ul style="list-style-type: none"> ● 看護師・看護助手が、患者さん同士に無理やりキスをさせるなどした。 ● それらの行為を撮影し、看護師・看護助手複数人のメッセージアプリで撮影した動画を共有していた。看護師たちはその動画を面白がり、行為を揶揄するような記載をしていた。

※上記の例は実際に起きた虐待事案をもとに作成しています。

- 不適切な接し方がエスカレートし事件化した例を紹介します。

8

3. 虐待の類型とその定義

患者さんへの接し方次第では、「虐待」と疑われるものもあります。

障害者虐待防止法では、虐待の類型と定義が以下のように示されています。

身体的虐待
障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

性的虐待
障害者に対していせつな行為をさせること

心理的虐待
障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

放棄・放置(ネグレクト)
障害者を養育させるような著しい責任又は長時間の放置、他の利用職による上記に關する行為と同様の行為の放棄その他の障害者を養育すべき職務上の義務を著しく怠ること

経済的虐待
障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

※厚生労働省 令和2年10月「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000894892.pdf>)を参考に作成

- 虐待の類型とその定義について紹介します。
- 以降のスライドでは、5つの類型ごと(身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置(ネグレクト)、経済的虐待)の具体的な行動例について紹介します。

解説書

スライド

解説

9

どのような行動が「身体的虐待」に該当するのか？

身体的虐待には、例えば、以下のようなものがあります。
殴る、蹴るといった明らかな暴力だけでなく、行きたい方向に意図的に行かせないようにするといったことも虐待に該当します。

具体的な行動の例



患者さんを殴ったり、蹴ったりする



行きたい方向に意図的に行かせないようにする



患者さんを引っ張る



つねる



無理やり食べ物や飲み物を口に入れる

10

どのような行動が「性的虐待」に該当するのか？

性的虐待には、例えば、以下のようなものがあります。
性的虐待を受けた人はためらって周囲に話をしないということも多くあります。周囲が気づくまで長い時間がかかることもあります。周囲が気づくことも大切です。

具体的な行動の例



裸にする



本人の前で猥褻な言葉を発する、または会話する



キスする



猥褻な映像を見せる

- 身体的虐待にあたると考えられる具体的な行動の例について説明します。

- 性的虐待にあたると考えられる具体的な行動の例について説明します。

解説書

スライド

解説

11

どのような行動が「心理的虐待」に該当するのか？

心理的虐待には、例えば、以下のようなものがあります。
職員同士が怒鳴りあったり、その人のことではなくても他の人を誹謗中傷したりすることも心理的虐待につながることもあります。

具体的な行動の例



他の患者さんの前
ある特定の患者さんを
怒鳴る



子どものような呼称で
呼ぶ



罵倒したり、悪口を言っ
たりする



人格をおとしめるような
扱いをする



仲間に入れない



意図的に無視する

- 心理的虐待にあたると考えられる具体的な行動の例について説明します。

12

どのような行動が「放棄・放置(ネグレクト)」に該当するのか？

放棄・放置(ネグレクト)には、例えば、以下のようなものがあります。
たとえ、自分自身が関与していなかったとしても、他者による虐待を見過ごすことも虐待に該当します。

具体的な行動の例



食事や水分を十分に
提供しない



室内の掃除をしない、
ごみを放置したままにし
ている等劣悪な住環境
の中で生活させる



汚れた服を着させ続け
る



病気やケガをしても治療
しない



排せつの介助をしない



患者が虐待や暴力を受
けている状況を放置する



髪や爪が伸びているの
に放置する

- 放棄・放置(ネグレクト)にあたると考えられる具体的な行動の例について説明します。

スライド

解説

13

どのような行動が「経済的虐待」に該当するのか？

経済的虐待には、例えば、以下のようなものがあります。
本人の同意なしに金銭等を管理することは虐待に該当します。

具体的な行動の例

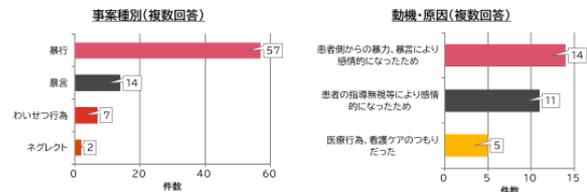


- 経済的虐待にあたると考えられる具体的な行動の例について説明します。

14

4. 虐待が疑われる事案とその原因

では、どのような理由で虐待は起こるのでしょうか？
令和2年度に厚生労働省が各自治体に実施した調査結果によると、過去5年間に、各自治体において把握している虐待が疑われる事案として「患者さんへの暴行」が多数を占めていました。
また、その動機や原因としては、「患者さん側からの暴力や指導無視等により感情的になった」が多数を占めており、患者さんの言動に対する感情コントロール力の不足が虐待の要因に繋がることが考えられます。



- 虐待が疑われる事案とその理由について、厚生労働省が令和2年度に実施した調査結果を踏まえ説明します。

スライド

解説

15

5. 自身のスキルを高めるためには

前ページまでに確認した、自身の虐待につながる患者さんへの接し方について改めていくためには、その背景となる自身の感情をコントロールすることが重要です。そのための取組としては以下が挙げられます。

アンガークontrol	アンガークontrolとは、怒りを上手にコントロールして適切に対処することで、「アンガーマネジメント」とも呼ばれています。1970年代にアメリカで提唱され、普及した心理トレーニングで、日本でも2000年代頃から一般化され、近年では仕事やプライベートでのコミュニケーションを円滑に進めるスキルとして活用されています。
CVPPP(包括的暴力防止プログラム)	病状により不穏・興奮状態にある患者さんに対し、尊厳を守り安全を確保しながら、必要な治療や看護を提供することを目的としたプログラムです。
アサーショントレーニング	このプログラムはリスクアセスメント、対話による興奮状態への介入方法(ディエスカレーション)、身体的介入技法(チームテクニクス、ブレイクアウェイ法)、振り返りと報告から成り立っています。
ストレスコーピング	アサーション<自己表現>トレーニングとは、自分も相手も大切にしたい自己表現を身につけていくためのトレーニングです。自分の気持ち、考え、信念等を正直に、率直にその場たちだからこそ、時にはそれぞれの考えや思いが対立したり、葛藤を起こす場面もありますが、それとどう向き合い、自分らしい自己表現をしていくかを考え、身につけていく講座です。
	ストレスの基(ストレッサー)にうまく対処しようとするのを、ストレスコーピングといいます。ストレッサーによって過剰なストレスが慢性的にかかると心身へのさまざまな悪影響が考えられるため、健康を維持するにはうまくストレスコーピングすることが必要になります。

- 厚生労働省が実施した調査結果の中で、虐待が疑われる事案の動機や原因として「患者さん側からの暴力や指導無視等により感情的になった」が多数を占めたことを踏まえ、自身の感情をコントロールするための研修を紹介します。
- 病院内で実施している、あるいは外部研修として参加を推奨しているものがあれば、そちらも併せて紹介してください。

16

6. 職場環境はどうでしょうか？

個々人の振り返りを行いました。職場についてはどうでしょうか？
院内の取組についても併せて、点検を行ってみましょう。

①病院内で患者さんの接し方について話し合う場を設ける	●日頃から、職員が利用者からの暴言や暴力のストレスを抱え込まないよう、同じような立場・得意にある職員同士が、対等な立場で悩みや不安を話し、共に解決策を思い出しあいませんか？ ●カウンセリングや悩み相談ができる先輩・同僚などがありますか？ ●職員が利用者に向けた暴言に対するストレスを抱えていたり、利用者から職員への暴言があった場合に相談できる部署や機関がありますか？
②虐待防止等に関するマニュアルや規程を確認する	●職員の感情コントロールを行い、患者さんへの暴力等が起こりうる可能性を防ぐよう、職員を対象としたストレスチェックを受けていますか？またその結果のフィードバックを受けていますか？
③人権や権利擁護に関する研修に参加する	●虐待防止に関する研修を受講していますか？ ●研修の内容は、虐待防止の観点から人権や権利擁護、患者さんへの関わりを意識できるようなものですか？ ●研修の内容は、最近のニュースや接遇の想像の事案なども理解できるような内容ですか？ ●研修の企画を目的に、普段の仕事の中でどのような場面で苦学意識や恐怖を感じているかといった点についてアンケートを受けることがありますか？
④患者さん(※)やその家族、職員の見解を聞き、医療サービス等に反映する	●虐待防止に関する研修を受講していますか？ ●研修の内容は、虐待防止の観点から人権や権利擁護、患者さんへの関わりを意識できるようなものですか？ ●研修の内容は、最近のニュースや接遇の想像の事案なども理解できるような内容ですか？ ●研修の企画を目的に、普段の仕事の中でどのような場面で苦学意識や恐怖を感じているかといった点についてアンケートを受けることがありますか？
	●患者さん(※)やその家族、職員の見解を聞く仕組み(例 意見箱など)がありますか？ ●患者さん(※)やその家族、職員の見解を踏まえて、改善などが図られていますか？ ●過去に入院していた方も考えられる。

- 個々人の振り返りを行った後は、職場環境の点検をしましょう。
- 点検の内容については、病院内で既に実施している取組などがあれば、その内容も併せて紹介してください。

解説書

スライド

解説

17

医療従事者としての適切な接し方についても、考えてみましょう。

患者さんの笑顔のために仕事がしたい

自分や家族が入院すると思ったら

患者さんがよくなって退院する時は本当に嬉しい

後輩の手本になれるように



- ここまでで座学は終了です。
- 本ページでは、改めて、医療従事者として、何をモチベーションの源泉としているのかを参加者に問いかけ鼓舞します。

18

【グループディスカッション】

これまでの研修で感じたことについて、話しあってみましょう。

例えば……

- 研修を受けて感じたこと
- 患者さんとの普段の接し方を振り返って気になったこと
- 他の人に相談したいと思ったこと
- 職場環境について気になったこと
- 患者さんとの適切な治療関係を築くためにこれから取り組みたいこと



- 研修の最後として、これまでの研修で感じたことについて、例えば以下などをテーマに参加者同士でグループディスカッションを行います。
- 考えられるディスカッションテーマは以下です。
 - ✓ 研修を受けて感じたこと
 - ✓ 患者さんとの普段の接し方を振り返って気になったこと
 - ✓ 他の人に相談したいと思ったこと
 - ✓ 職場環境について気になったこと
 - ✓ 患者さんとの適切な治療関係を築くためにこれから取り組みたいこと

スライド

解説

19

7. 最後に・・・

自身の行動や職場環境を振り返ってみて、どうだったでしょうか？
患者さんと日々向き合う中で良いこともあれば、悩むこともあるかもしれません。
しかし、その時は、自分ひとりで抱え込まず、周囲に相談しながら、答えを見つけていきましょう。
最後に、ヒアリングにご協力いただいた病院からのエピソードを紹介します。

普段、病棟で患者さんに向き合っている医療従事者としてストレスを多く抱え、時には陰性感情を持ってしまふこともあります。
しかし、多職種で大変さを共有しながら、研修や職場環境の改善のための取組をすることで、感情をやりがいに変えることができるようになりました。
そして患者さんが退院する時に、「この病院でよかった。これからもよろしくお願いします。」、と、笑顔で言ってくださったことが励みになっています。

(ヒアリング先病院)

研修お疲れ様でした！！



- 研修のクロージングです。
- 参加者が前向きに捉えられるようにポジティブな声かけをしながら、場を閉めましょう。
- 研修を受けて参加者が相談できる部署や担当者、その連絡先などを伝えましょう。

20

参考① 障害者の権利

障害者権利条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。
この条約の主な内容としては、
(1)一般原則(障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等)、
(2)一般義務(合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等)、
(3)障害者の権利の実現のための措置(身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権の権利及び教育、労働等の社会的権利について締約国がとるべき措置等を規定、社会的権利の実現については漸進的に達成することを許容)、
(4)条約の実施のための仕組み(条約の実施及び監視のための国内の特組みの設置、障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討)、となっています。

障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消の推進に関すること等を目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

障害者虐待防止法

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に基づき、障害者に対する虐待の防止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、関係者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、関係者に対する支援等に関する施策を推進し、もって障害者の権利利益の擁護に関すること等を目的としています。
なお、同法13条において、医療機関の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置その他の虐待を防止するための必要な措置を講ずることと規定しています。

精神保健福祉法

精神保健福祉法は、
○精神障害者の医療及び保護を行うこと
○障害者総合支援法とともに、精神障害者の社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うこと
○精神疾患の発生の予防や、国民の精神的健康の保持及び増進に努めること
によって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とした法律です。

- 障害者の権利に関する条約や精神障害者に関わる法律等を紹介します。

スライド

解説

21

参考②. 障害者虐待の現状(1/2)

法施行後の状況

令和元年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

厚生労働省では、令和元年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果(全体像)】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待 (参考) 都道府県労働局の対応	
			虐待判断件数	被虐待者数
市区町村等への 相談・通報件数	5,758件 (5,331件)	2,761件 (2,605件)	591件 (641件)	535件 (541件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,655件 (1,612件)	547件 (592件)		
被虐待者数	1,664人 (1,626人)	734人 (777人)		771人 (900人)

(注1) 上記は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したものです。
 (注2) カッコ内については、前回調査(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)のもの。
 都道府県労働局の対応については、令和2年8月28日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。
 (虐待判断件数とは「虐待が認められた事業所数」と同義。)

出典:厚生労働省「令和元年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」

- 障害者虐待の現状として、厚生労働省の調査結果を説明します。

22

参考②. 障害者虐待の現状(2/2)

障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較



- 障害者虐待の現状として、厚生労働省の調査結果を説明します。

スライド

解説

23

参考③. 関連団体における研修・ツール

実施主体	研修名	概要
日本精神科病院協会	精神保健指定医研修会	新規申請、更新共に「精神障害者の人権と法」という演題で権利擁護をとりあげている。
	認知症に関する看護研修会	「認知症高齢者の人権・医療安全」というテーマで権利擁護をとりあげている。
	公認心理師現任者講習会	「公認心理師の職責」という科目で、公認心理師の法的義務及び倫理をとりあげている。
日本精神科看護協会	精神科看護者に必要な心構えと態度・倫理の基礎知識	医療安全を推進し、患者の人権擁護及び精神科医療の質の向上を図る為、暴力に対応する際の基本的な考え方、発生予防への取組、CVPPP(包括的暴力防止プログラム)を中心に学ぶ基礎研修。
	倫理観を高めるための視点	倫理の基礎知識と精神科医療で起こりやすい倫理的課題を理解し、日々の実践のなかで倫理的感性を養い、個人を尊重した看護の実践につなげる。
	倫理カンファレンス・倫理研修会のつくり方	職場環境や職業の特殊性を理解し、ルーチン化した業務に倫理的課題が埋もれていることを意識して看護の実践ができる。
	精神科における倫理観を高める組織づくり	倫理的課題の整理に活用できるモデルや考え方を学び、倫理カンファレンスや倫理研修会に活かす。
	意思決定支援	組織全体の倫理観を高めるために必要な管理者の考え方や倫理委員会の活用方法を考え、組織文化の醸成につなげる。
厚生労働省	CVPPPリーダー養成コース	精神科がいづの意思決定の過程とその支援方法を学ぶ。
	障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修	CVPPP(包括的暴力防止プログラム)の目的、医療における暴力、暴力と攻撃性・実技を習得する。

作成主体	ツール名	概要
日本精神保健福祉士協会	虐待事件等における入院患者意向調査ツール	本ツールは、入院患者さんの思いを把握し、医療従事者が日々の実践を振り返り、虐待の予防や早期発見に活かすことを目的として作成された。

各団体からご提供いただいた情報をもとに弊社作成

- 業界団体などが実施している虐待防止に関連する研修やツールを紹介します。

24

参考④. 虐待防止のための啓発資料(ポスター)

令和3年度障害者総合福祉推進事業の一環で精神科医療機関における虐待防止のための啓発資料(ポスター)が作成されました。



- 本事業で作成したポスターについて紹介します。

令和3年度障害者総合福祉推進事業 課題番号28
障害者虐待防止の効果的な体制整備及び
精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究事業
医療従事者向け障害者虐待防止のための研修資料(解説書)

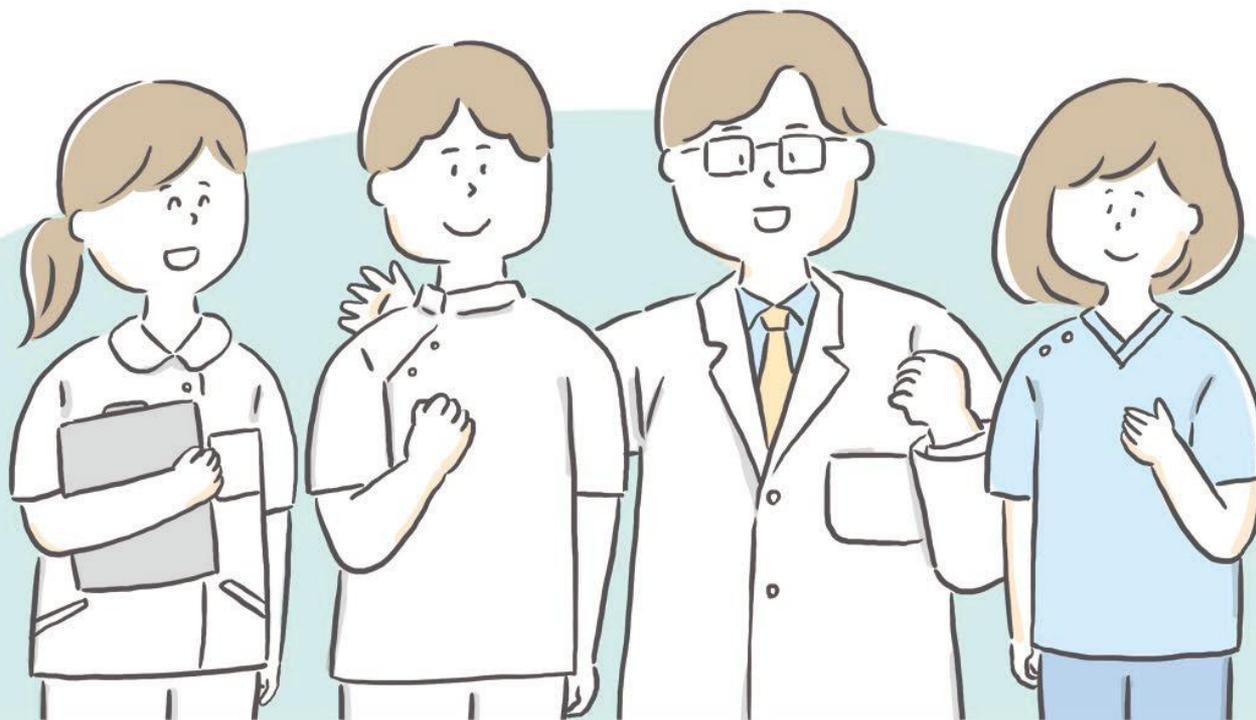
令和4年3月

PwCコンサルティング合同会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi Oneタワー

TEL: 03-6257-0700

より良い精神科医療の提供に向けて ～患者さんへの暴力等の防止の観点から～



目次

1. 日々の患者さんとの接し方を振り返ってみましょう
2. 不適切な接し方がエスカレートすると・・・
3. 虐待の種類とその定義
4. 虐待が疑われる事案とその原因
5. 自身のスキルを高めるためには
6. 職場環境はどうでしょうか？
7. 最後に・・・

参考資料

- ①障害者の権利
- ②障害者虐待の現状
- ③関連団体における研修・ツール
- ④虐待防止のための啓発資料(ポスター)

本研修のゴール

1

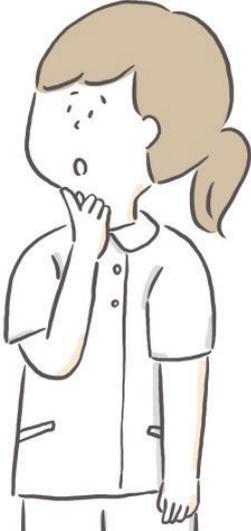
一人一人が虐待について理解を深め、自身の行動を振り返り、適切な治療関係を築けるようになること

2

虐待防止のための職場環境について考えること

1. 日々の患者さんとの接し方を振り返ってみましょう

病棟に鍵をかけることを、どう思いますか。



一般の病院と違うことに
驚いたけど、すぐに慣れました。



仕方のないことかもしれないけど、
慣れてしまっていていいのかな。

普段当たり前前にしていることが、最も望ましい対応ではないかもしれません。
日々の患者さんとの接し方を、振り返ってみましょう。

1. 日々の患者さんとの接し方を振り返ってみましょう

以下の権利擁護や虐待防止等に係るチェックリストを活用し、まずは、自身の行動を振り返ってみましょう。

No	質問	回答
1	患者さんに対して、暴力をふるうことがある	はい/いいえ
2	医師の指示なしに、患者さんを病室等に施錠することがある	はい/いいえ
3	患者さんに対する他の職員の暴力・暴言や無視等を確認した場合に管理者に報告していないことがある	はい/いいえ
4	障害により克服困難なことを、患者さんと一緒に乗り越える努力をしないことがある	はい/いいえ
5	患者さんの言葉や歩き方を興味本位で真似し、行為・行動を嘲笑することがある	はい/いいえ
6	患者さん呼び捨てやあだ名、子どものような呼称で呼んだりするなど、年齢にふさわしくない接し方をすることがある	はい/いいえ
7	職務上知り得た患者さんの個人の情報や写真、動画などを他に漏らすことがある	はい/いいえ
8	郵便物等の開封・所持品の確認が必要な場合でも、患者さんと一緒に確認しないことがある	はい/いいえ
9	患者さんの病室、寝室に入る時は声かけ等を行わず、了承を得ないことがある	はい/いいえ
10	患者さんや家族の訴えに対して真摯に対応しなかったり、患者さんや家族と話す時に、威圧的な態度を取り命令口調で話してしまったりすることがある	はい/いいえ
11	十分にトイレで対応できる患者さんでもオムツ対応をする等、患者さんの持っている能力を活用しないことがある	はい/いいえ
12	患者さんに対しての言動に注意せず、セクシャルハラスメントになるようなことをすることがある	はい/いいえ
13	院内で行う諸活動について強制し、患者さんの自主性を尊重しないことがある	はい/いいえ
14	患者さんのペースを尊重せずに食事を介助しないことがある	はい/いいえ
15	任意入院中の自由な面会、外出、通信を医師の指示なしに制限を行うことがある	はい/いいえ

1. 日々の患者さんとの接し方を振り返ってみましょう

日々の患者さんとの接し方で不適切だったかもしれないことはありますか？

例えば……

- 患者さんの言動などに感情的になってしまい、いつもより大きな声を出したり、威圧的な態度を取ってしまった
- 患者さんの呼び方等が適切でなかったかもしれない
- 治療のため、「薬を飲んでほしい」と伝えたが、患者さんに拒否されたので、黙って薬を内服させた
- 患者さんが頻繁にナースコールを押すため、ナースコールを患者さんから見えない場所に意図的に隠した
- 何度も患者さんが同じ質問をしてくるので、「それは既に伝えました」ときつい口調で話してしまった



1. 日々の患者さんとの接し方を振り返ってみましょう

4ページのチェックリストで、「はい」がついた場合は、不適切で虐待につながる接し方になりますので、今日から自身の行動を変える努力が必要です。サポートが必要な場合は、周囲の同僚や上司などに相談しましょう。

① 患者さんへの暴力などは行ってはいけません

患者さんに対して、殴る、蹴る、その他けがをさせるようなことは行ってはいけません。また、医師の指示にもとづかない違法な身体拘束や、食事を抜くなどの懲罰的な行為は行ってはいけません。他の職員がそのような行為を行っているのに、それを見て見ぬふりすることも、暴力等を容認したことになります。

② 患者さんへの差別やプライバシーの侵害を行ってはいけません

患者さんの不適切な呼び方、年齢不相応の接し方、障害、状態、能力、性、年齢での差別、患者さんの行為への嘲笑は許されません。患者さんの郵便物等を無断で開封するなどの行為や必要ないのに入浴や排せつ等の様子を覗くといったプライバシーの侵害を行ってはいけません。

③ 患者さんの人権を最大限尊重しなければなりません

患者さんの声に耳を傾け、患者さんの人権や人格を最大限尊重し、接しなければいけません。自分だけでなく、他の職員の人権を尊重しない行為にも目を向け、改善を求め続けていくことが必要です。人権を尊重しないことが、虐待につながります。

2. 不適切な接し方がエスカレートすると・・・

不適切な接し方がエスカレートすると、重大な虐待事案になりかねません。以下は、実際に起こった事案をもとに作成した不適切な接し方がエスカレートし事件化した例です。

そうなる前に、自身の日々の行動を振り返り・見直すことが、患者さん本人だけでなく、自分自身を守ることになります。

実際に起こった例

例1	<ul style="list-style-type: none">● 同じ病棟の看護師や看護助手が複数人がかりで、重度の統合失調症の入院患者さんの胸ぐらをつかみ、転倒させるなどしてけがをさせた。● 「感情的になり、突発的に行った」と看護師たちは言っていたが、そういった患者さんへの行為が常態化していた。
例2	<ul style="list-style-type: none">● 精神保健福祉士が入院患者さんから預かったお小遣いの管理をしていたが、預かった現金をすべて渡さず、遊興費に使っていた。
例3	<ul style="list-style-type: none">● 看護師がご飯を食べるように言っても、患者さんが拒否し続けたため、その態度が気に食わず、その患者さんに対して、誰もいない別室に連れていき、繰り返し、食べるように大声でどなり続けた。
例4	<ul style="list-style-type: none">● 看護師・看護助手が、患者さん同士に無理やりキスをさせるなどした。● それらの行為を撮影し、看護師・看護助手複数人のメッセンジャーアプリで撮影した動画を共有していた。看護師たちはその動画を面白がったり、行為を揶揄するような記載をしていた。

※上記の例は実際に起きた虐待事案をもとに作成しています。

3. 虐待の類型とその定義

患者さんへの接し方次第では、「虐待」と疑われるものもあります。
障害者虐待防止法では、虐待の類型と定義が以下のように示されています。



身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること



性的虐待

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること



心理的虐待

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと



放棄・放置(ネグレクト)

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による上記に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること



経済的虐待

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること

どのような行動が「身体的虐待」に該当するのか？

身体的虐待には、例えば、以下のようなものがあります。

殴る、蹴るといった明らかな暴力だけでなく、行きたい方向に意図的に行かせないようにするといったことも虐待に該当します。

具体的な行動の例



患者さんを殴ったり、蹴ったりする



行きたい方向に意図的に行かせないようにする



患者さんを引っ張る



つねる



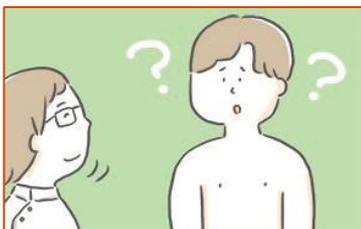
無理やり食べ物や飲み物を口に入れる

どのような行動が「性的虐待」に該当するのか？

性的虐待には、例えば、以下のようなものがあります。

性的虐待を受けた人はためらって周囲に話をしないということも多くあります。周囲が気づくまで長い時間がかかることもあります。周囲が気づくことも大切です。

具体的な行動の例



裸にする



本人の前で猥褻な言葉を発する、または会話する



キスする



猥褻な映像を見せる

どのような行動が「心理的虐待」に該当するのか？

心理的虐待には、例えば、以下のようなものがあります。

職員同士が怒鳴りあったり、その人のことではなくても他の人を誹謗中傷したりすることも心理的虐待につながることもあります。

具体的な行動の例



他の患者さんの前
ある特定の患者さんを
怒鳴る



子どものような呼称で
呼ぶ



罵倒したり、悪口を言っ
たりする



人格をおとしめるような
扱いをする



仲間に入れない



意図的に無視する

どのような行動が「放棄・放置(ネグレクト)」に該当するのか？

放棄・放置(ネグレクト)には、例えば、以下のようなものがあります。
たとえ、自分自身が関与していなかったとしても、他者による虐待を見過ごすことも虐待に該当します。

具体的な行動の例



食事や水分を十分に提供しない



室内の掃除をしない、
ごみを放置したままにしている等劣悪な住環境
の中で生活させる



汚れた服を着させ続ける



病気やケガをしても治療しない



排せつの介助をしない



患者が虐待や暴力を受けている状況を放置する



髪や爪が伸びているのに放置する

どのような行動が「経済的虐待」に該当するのか？

経済的虐待には、例えば、以下のようなものがあります。
本人の同意なしに金銭等を管理することは虐待に該当します。

具体的な行動の例



年金や賃金を渡さない



日常生活に必要な金銭を渡さない(使わせない)



本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する



本人の同意なしに年金等を管理する

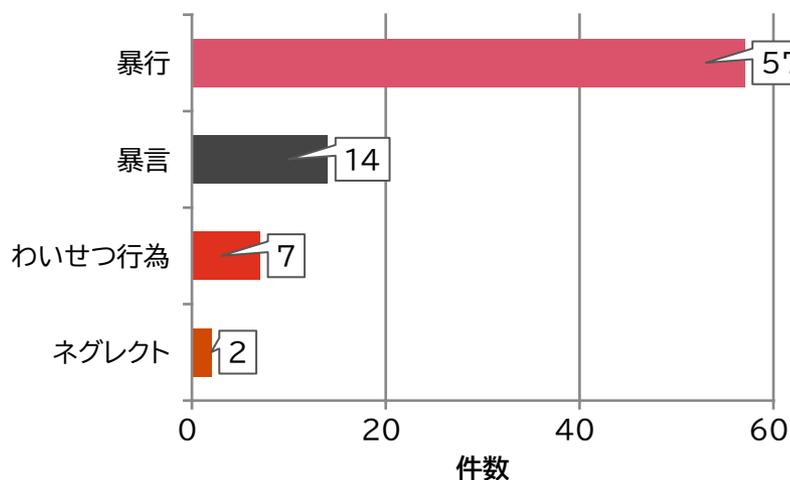
4. 虐待が疑われる事案とその原因

では、どのような理由で虐待は起こるのでしょうか？

令和2年度に厚生労働省が各自治体に実施した調査結果によると、過去5年間に、各自治体において把握している虐待が疑われる事案として「患者さんへの暴行」が多数を占めていました。

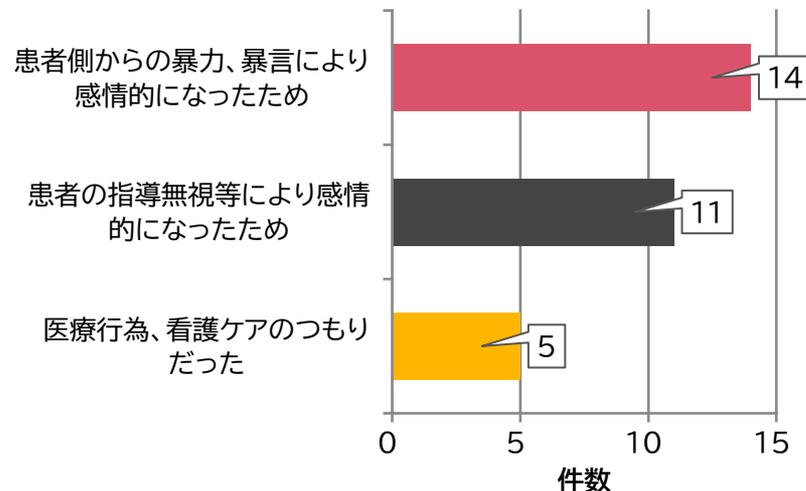
また、その動機や原因としては、「患者さん側からの暴力や指導無視等により感情的になった」が多数を占めており、患者さんの言動に対する感情コントロール力の不足が虐待の要因に繋がることが考えられます。

事案種別(複数回答)



※なお「その他」として9件の回答があった。

動機・原因(複数回答)



※なお、「その他」として14件、「不明」として30件の回答があった。

(事案報告自治体)31自治体/67自治体(都道府県47+政令指定都市20か所)
(把握件数)72件(平成27年度～令和元年度の過去5年間の累計)

5. 自身のスキルを高めるためには

前ページまでに確認した、自身の虐待につながる患者さんへの接し方について改めていくためには、その背景となる自身の感情をコントロールすることが重要です。そのための取組としては以下が挙げられます。

アンガーコントロール

アンガーコントロールとは、怒りを上手にコントロールして適切に対処することで、「アンガーマネジメント」ともよばれています。1970年代にアメリカで提唱され、普及した心理トレーニングで、日本でも2000年代頃から一般化され、近年では仕事やプライベートでのコミュニケーションを円滑に進めるスキルとして活用されています。

CVPPP(包括的暴力防止プログラム)

病状により不穏・興奮状態にある患者さんに対し、尊厳を守り安全を確保しながら、必要な治療や看護を提供することを目指したプログラムです。

このプログラムはリスクアセスメント、対話による興奮状態への介入方法(ディエスカレーション)、身体的介入技法(チームテクニクス、ブレイクアウェイ法)、振り返りと報告から成り立っています。

アサーショントレーニング

アサーション<自己表現>トレーニングとは、自分も相手も大切にしたい自己表現を身につけていくためのトレーニングです。自分の気持ち、考え、信念等を正直に、率直にその場にふさわしい方法で表現できるコミュニケーションを目指します。ひとりひとり違う私たちだからこそ、時にはそれぞれの考えや思いが対立したり、葛藤を起こす場面もありますが、それにどう向き合い、自分らしい自己表現をしていくかを考え、身につけていく講座です。

ストレスコーピング

ストレスの基(ストレッサー)にうまく対処しようとすることを、ストレスコーピングといいます。

ストレッサーによって過剰なストレスが慢性的にかかるとう心身へのさまざまな悪影響が考えられるため、健康を維持するにはうまくストレスコーピングすることが必要になります。

6. 職場環境はどうでしょうか？

個々人の振り返りを行いました。職場についてはどうでしょうか？
院内の取組についても併せて、点検を行ってみましょう。

①病院内で患者さんの接し方について話し合う場を設ける



- 日頃から、職員が利用者からの暴言や暴力のストレスを抱え込まないように、同じような立場・境遇にある職員同士が、対等な立場で悩みや不安を話し、共感的に聞きあいながら解決策を見出せるよう、カウンセリングや悩み相談ができる先輩・同僚などがいますか？
- 職員が利用者に向けた暴言に対するストレスを抱えていたり、利用者から職員への暴言があった場合に相談できる部署や機関がありますか？
- 職員の感情コントロールを行い、患者さんへの暴力等が起こりうる可能性を防ぐよう、職員を対象としたストレスチェックを受けていますか？またその結果のフィードバックを受けていますか？

②虐待防止等に関するマニュアルや規程を確認する



- 虐待の定義、未然防止・早期発見のための取組や虐待が発生した際の早期対応、虐待発生時の連絡フロー等を記載した虐待防止等に関するマニュアルや規程はありますか？
- マニュアルや規程の内容を確認し、その内容について理解していますか？
- 虐待の疑いがある言動などを発見した際に委員会等の適切な機関に報告をしていますか？

③人権や権利擁護に関する研修に参加する



- 虐待防止に関する研修を受講していますか？
- 研修の内容は、虐待防止の観点から人権や権利擁護、患者さんへの関わりを意識できるようなものですか？
- 研修の内容は、最近のニュースや接遇の怠慢の事案等なども理解できるような内容ですか？
- 研修の企画を目的に、普段の仕事の中でどのような場面で苦手意識や恐怖を感じているかといった点についてアンケートを受けることがありますか？

④患者さん(※)やその家族、職員の意見を聞き、医療サービス等に反映する



- 患者さん(※)やその家族、職員の意見を聞く仕組み(例 意見箱など)がありますか？
- 患者さん(※)やその家族、職員の意見を踏まえて、改善などが図られていますか？
(※)過去に入院していた方も考えられる。

医療従事者としての適切な接し方についても、
考えてみましょう。

患者さんの笑顔の
ために仕事がしたい

自分や家族が
入院すると思ったら

患者さんがよくなっ
て退院する時は
本当に嬉しい

後輩の手本に
なれるように

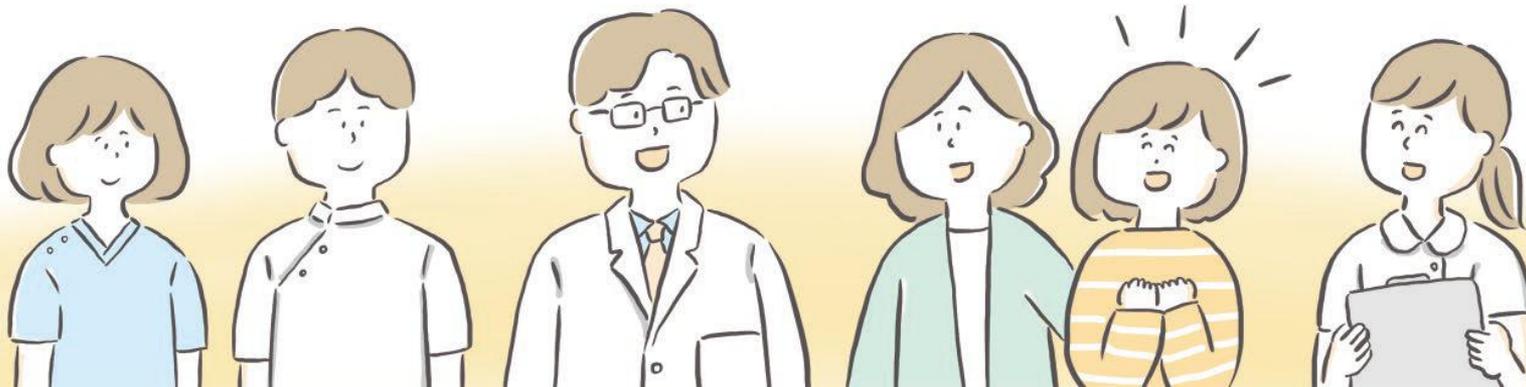


【グループディスカッション】

これまでの研修で感じたことについて、話しあってみましょう。

例えば……

- 研修を受けて感じたこと
- 患者さんとの普段の接し方を振り返って気になったこと
- 他の人に相談したいと思ったこと
- 職場環境について気になったこと
- 患者さんとの適切な治療関係を築くためにこれから取り組みたいこと



7. 最後に・・・

自身の行動や職場環境を振り返ってみて、どうだったでしょうか？
患者さんと日々向き合う中で良いこともあれば、悩むこともあるかもしれません。

しかし、その時は、自分ひとりで抱え込まず、周囲に相談しながら、答えを見つけていきましょう。

最後に、ヒアリングにご協力いただいた病院からのエピソードを紹介します。

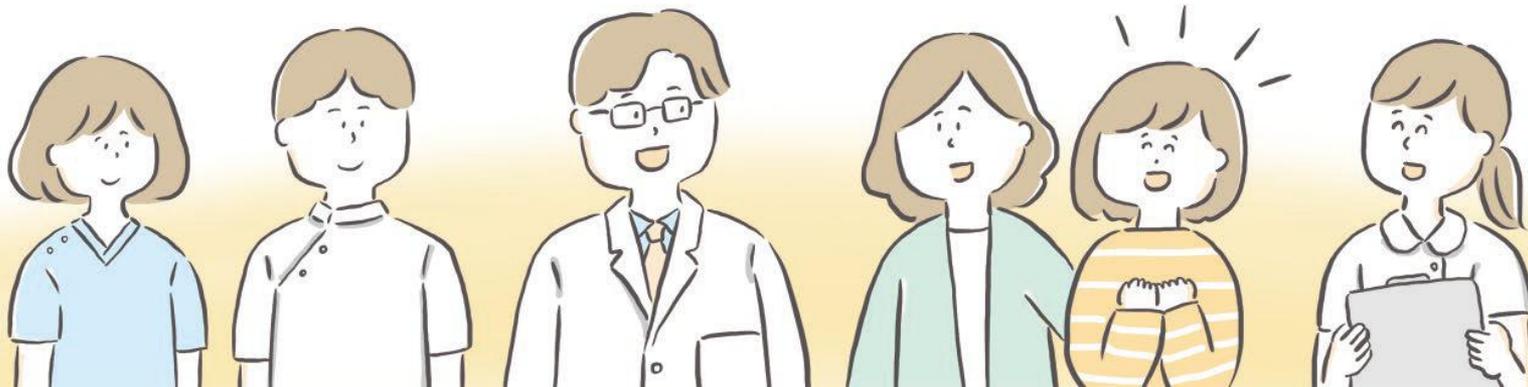
普段、病棟で患者さんに向き合っている医療従事者としてストレスを多く抱え、時には陰性感情を持ってしまうこともあります。

しかし、多職種で大変さを共有しながら、研修や職場環境の改善のための取組をすることで、感情をやりがいに変えることができるようになりました。

そして患者さんが退院をする時に、「この病院でよかった。これからもよろしくお願いします。」と、笑顔で言ってくださったことが励みになっています。

(ヒアリング先病院)

研修お疲れ様でした！！



参考① 障害者の権利

障害者権利条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。

この条約の主な内容としては、

- (1)一般原則(障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等)、
- (2)一般的義務(合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等)、
- (3)障害者の権利実現のための措置(身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容)、
- (4)条約の実施のための仕組み(条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障害者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討)、となっています。

障害者差別解消法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

障害者虐待防止法

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

なお、同法31条において、医療機関の管理者は、医療機関の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置その他の虐待を防止するため必要な措置を講ずることと規定しています。

精神保健福祉法

精神保健福祉法は、

- 精神障害者の医療及び保護を行うこと
 - 障害者総合支援法とともに、精神障害者の社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うこと
 - 精神疾患の発生の予防や、国民の精神的健康の保持及び増進に努めること
- によって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とした法律です。

参考②. 障害者虐待の現状(1/2)

法施行後の状況

令和元年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

厚生労働省では、令和元年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応等に関する状況について調査を実施しました。このほど、調査結果がまとまりましたので公表します。

【調査結果(全体像)】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	
			(参考) 都道府県労働局の対応	
市区町村等への 相談・通報件数	5,758件 (5,331件)	2,761件 (2,605件)	591件 (641件)	虐待判断件数 535件 (541件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,655件 (1,612件)	547件 (592件)		
被虐待者数	1,664人 (1,626人)	734人 (777人)		被虐待者数 771人 (900人)

(注1) 上記は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したものの。

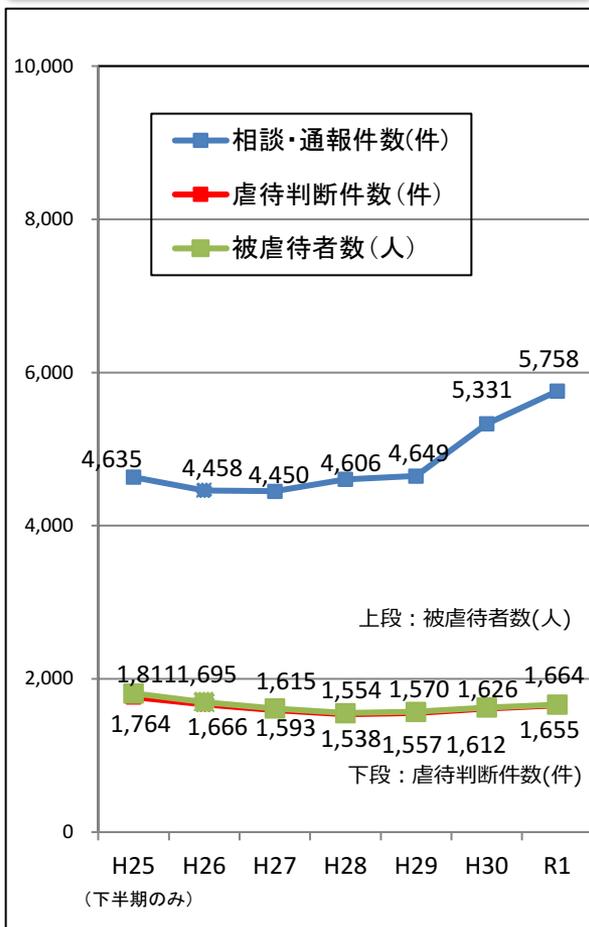
(注2) カッコ内については、前回調査(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)のもの。

都道府県労働局の対応については、令和2年8月28日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。
(「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。)

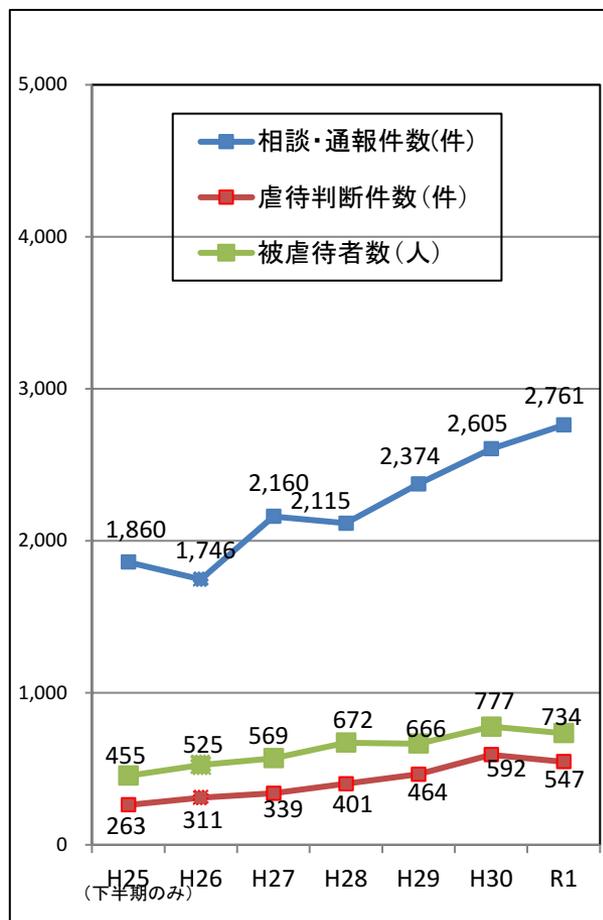
参考②. 障害者虐待の現状(2/2)

障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)経年比較

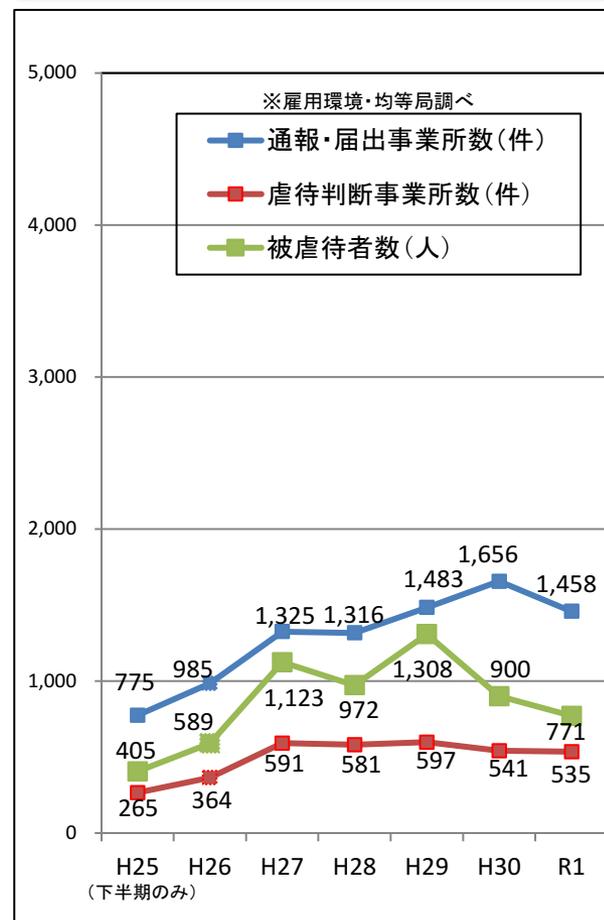
養護者による障害者虐待



障害福祉施設従事者等による障害者虐待



使用者による障害者虐待



注: 平成24年度のデータは下半期のみデータであり、経年比較としては平成25年度から平成30年度の6ヶ年分が対象。

参考③. 関連団体における研修・ツール

実施主体	研修名	概要
日本精神科病院協会	精神保健指定医研修会	新規申請、更新共に「精神障害者の人権と法」という演題で権利擁護をとりあげている。
	認知症に関する看護研修会	「認知症高齢者の人権・医療安全」というテーマで権利擁護をとりあげている。
	公認心理師現任者講習会	「公認心理師の職責」という科目で、公認心理師の法的義務及び倫理をとりあげている。
	精神科病院における安心・安全な医療を提供するための研修	医療安全を推進し、患者の人権擁護及び精神科医療の質の向上を図る為、暴力に対応する際の基本的な考え方、発生予防への取組、CVPPP(包括的暴力防止プログラム)を中心に学ぶ基礎研修。
日本精神科看護協会	精神科看護者に必要な心構えと態度・倫理の基礎知識	倫理の基礎知識と精神科医療で起こりやすい倫理的課題を理解し、日々の実践のなかで倫理的感性を養い、個人を尊重した看護の実践につなげる。
	倫理観を高めるための視点	職場環境や職業の特殊性を理解し、ルーチン化した業務に倫理的課題が埋もれていることを意識して看護の実践ができる。
	倫理カンファレンス・倫理研修会のつくり方	倫理的課題の整理に活用できるモデルや考え方を学び、倫理カンファレンスや倫理研修会に活かす。
	精神科における倫理観を高める組織づくり	組織全体の倫理観を高めるために必要な管理者の考え方や倫理委員会の活用方法を考え、組織文化の醸成につなげる。
	意思決定支援	精神障がい者の意思決定の過程とその支援方法を学ぶ。
	CVPPPトレーナー養成コース	CVPPP(包括的暴力防止プログラム)の目的、医療における暴力、暴力と攻撃性・実技を習得する。
厚生労働省	障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修	全国各地において障害者虐待防止法に基づく実効性のある取組みを進めていただくため、各都道府県における障害者の虐待防止や権利擁護に関する研修で指導的役割(講師やファシリテーターなど)を担う者を養成する。

作成主体	ツール名	概要
日本精神保健福祉士協会	虐待事件等における入院患者意向調査ツール	本ツールは、入院患者さんの想いを把握し、医療従事者が日々の実践を振り返り、虐待の予防や早期発見に活かすことを目的とし作成された。

参考④. 虐待防止のための啓発資料(ポスター)

令和3年度障害者総合福祉推進事業の一環で精神科医療機関における虐待防止のための啓発資料(ポスター)が作成されました。



Intentionally Blank

Intentionally Blank

令和3年度障害者総合福祉推進事業 課題番号28
障害者虐待防止の効果的な体制整備及び
精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究事業
医療従事者向け障害者虐待防止のための研修資料

令和4年3月

PwCコンサルティング合同会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi Oneタワー

TEL: 03-6257-0700

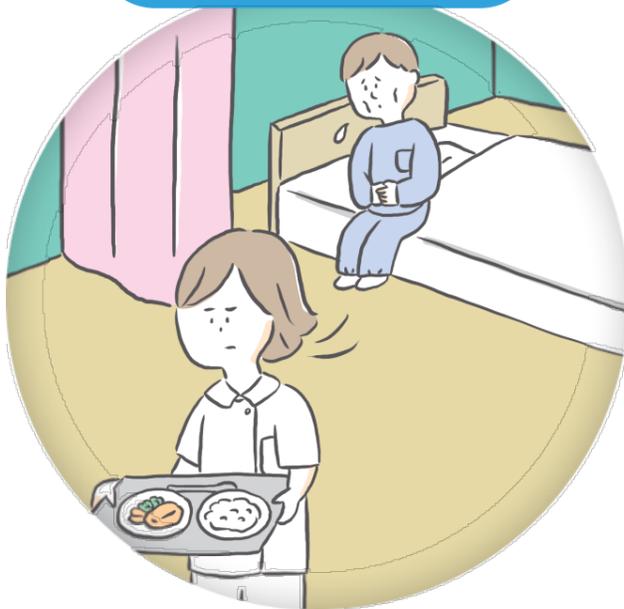
患者さんへの あなたの対応は正しいですか？

心理的虐待



ネグレクト

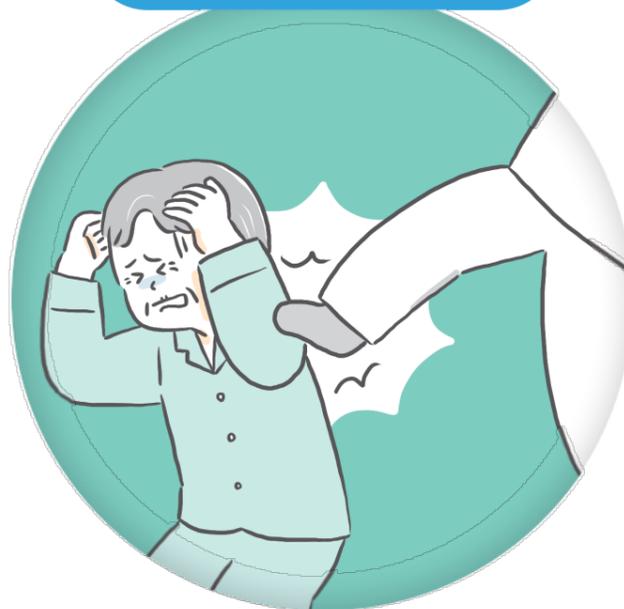
放棄・放置



経済的虐待



身体的虐待



性的虐待



これらは全て
虐待にあたります。

私達は、
このような行為を
一切許しません。

患者さんへの あなたの対応は正しいですか？

心理的虐待



ネグレクト

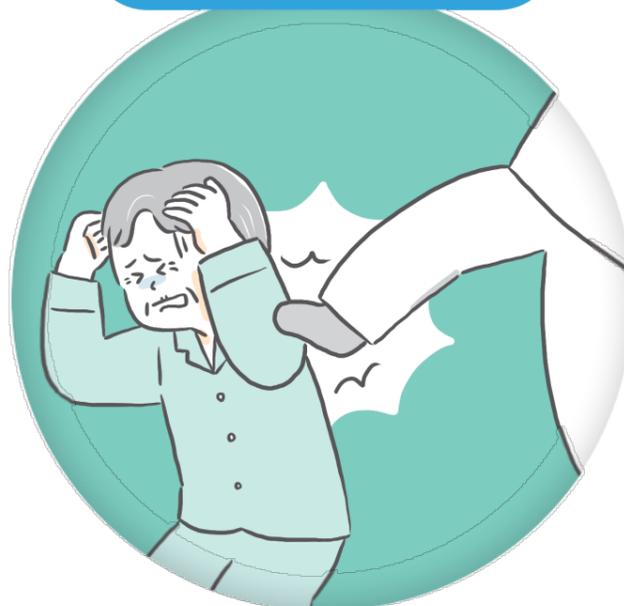
放棄・放置



経済的虐待



身体的虐待



性的虐待



これらは全て
虐待にあたります。

私達は、
このような行為を
一切許しません。